

郡山市文化観覧施設フリーパス実施要綱を次のように定める。

平成27年4月1日

郡山市長 品川 萬里

## 郡山市文化観覧施設フリーパス実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、郡山市開成館、郡山市こおりやま文学の森資料館、郡山市ふれあい科学館及び郡山市立美術館（以下「文化観覧施設」という。）を観覧することができる郡山市文化観覧施設フリーパス券（別記様式。以下「フリーパス券」という。）を発行することにより、文化観覧施設及びその展示物に関する理解を深めてもらうとともに様々な機会を通じ、文化観覧施設の宣伝普及活動を要請し、もって、本市の文化振興に資することを目的とする。

### (交付対象者)

第2条 市長は、次に掲げる者にフリーパス券を交付する。

- (1) 郡山市フロンティア大使
- (2) 文化観覧施設の案内等ボランティア
- (3) 市長が特に認めた者

### (手続)

第3条 フリーパス券の交付を受けた者は、文化観覧施設においてフリーパス券を職員に掲示することにより、当該文化観覧施設を観覧することができる。

### (有効期限)

第4条 フリーパス券の有効期限は次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号及び第2号に掲げる者に交付するもの 当該職にある期間
- (2) 第2条第3号に掲げる者に交付するもの 1年

2 有効期限を経過したフリーパス券は速やかに市長に返還しなければならない。

### (協力要請)

第5条 市長は、フリーパス券の交付を受けた者に、様々な機会に文化観覧施設の宣伝普及を行うよう協力を要請するものとする。

### (使用制限)

第6条 フリーパス券は、交付を受けた者以外は使用することができない。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。